

自己点検		判定	確認書類								
1	生徒に関する事項 (1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領7(1)) (2) ①から③に定める入所資格を有しないものを入所させていないか。 ①学校教育法第90条第1項に該当する者(認定規則第2条第1号) ②旧中学校令による中等学校を卒業した者(法第18条) ③認定規則第3条各号に定める者 (中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(※現在の中学校ではないので注意)) (3) 入学資格の審査は卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させて、確実に行われているか。(指導要領7(2)) (4) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われているか。(指導要領7(3)) (5) 入学の時期について厳格な措置が取られ、かつ、途中入学が行われていないこと。(指導要領7(4)) (6) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。(指導要領7(5)) (7) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めていないか。 (指導要領7(6)) (8) 健康診断の実施及び疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置が取られているか。(指導要領7(7)) (9) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。(認定規則別表第1の備考2)	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否	・学則 ・募集要項 ・入学資格 確認書類 ・科目認定 規程類 ・科目認定 関係資料 ・入試判定 会議録 ・成績判定 会議記録								
2	施設設備等に関する事項 (1) 認定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～④までの要件をすべて満たすこと。) ①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数(認定規則第2条第9号)) ○生徒1人につき1.65㎡以上(認定規則第2条第11号) ②実習室(認定規則第2条第10号) ○生徒一人につき2.1㎡以上(認定規則第2条第11号) ○ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。(認定規則第2条第12号) ○水道設備及び給湯設備を有すること。(指導要領10(2)) ○生徒数人を1組として実習を行い得るように机及び椅子が配置されていること。(指導要領10(3)) ③図書室(指導要領10(1)) (2) 以下の機械器具、標本及び模型、図書及びその他の設備を有しているか。 (認定規則第2条第14号、指導要領10(6)、別表) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">器械器具</td> <td> 1 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 2 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットバック </td> </tr> <tr> <td>標本及び模型</td> <td> 1 組織標本 2 経穴人形 3 デルマトーム人形 4 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(8種以上)、筋模型、 脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、 血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮) </td> </tr> <tr> <td>図書</td> <td> 1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊とする。) 2 学術雑誌(電子書籍を含む20種類以上) </td> </tr> <tr> <td>その他の備品</td> <td>ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)</td> </tr> </table> 備考 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。 2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。	器械器具	1 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 2 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットバック	標本及び模型	1 組織標本 2 経穴人形 3 デルマトーム人形 4 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(8種以上)、筋模型、 脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、 血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)	図書	1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊とする。) 2 学術雑誌(電子書籍を含む20種類以上)	その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)	☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否 ☒ 適 ☐ 否	・申請時の 平面図 ・校舎各室の 一覧表 ・備品類目録 ・図書目録
器械器具	1 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 2 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットバック										
標本及び模型	1 組織標本 2 経穴人形 3 デルマトーム人形 4 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(8種以上)、筋模型、 脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、 血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)										
図書	1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊とする。) 2 学術雑誌(電子書籍を含む20種類以上)										
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)										
	(3) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。 (施行令第3第1項、認定規則第8条第1項)	☒ 適 ☐ 否	・申請時の 平面図								
	(4) 校舎は、原則として設置者所有のものであるか。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。(指導要領10(4))	☒ 適 ☐ 否									
	(5) 校舎は、原則として他の目的に併用されていないか。(指導要領10(5))	☒ 適 ☐ 否									

自己点検		判定	確認書類						
3	教員等に関する事項 (1) 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者であるか。 (認定規則第2条第4号) ○「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えない。(指導要領6(1)) ○「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」として、以下のすべてに該当するものであるか。(指導要領6(1)) ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。 イ 禁固以上の刑に処せられたことのない者であること。 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。	☒ 適・否 ☐							
	(2) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(認定規則第2条第5号) ○認定規則別表第1科目の欄に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。	☒ 適・否 ☐	・教員一覧						
	(3) 各科目を担当する教員は教育内容について以下の要件を満たす者であるか。 (教員、担当科目ごとに確認すること。(認定規則第2条第6号、別表第2、指導要領6(2)、6(3)、6(4)) <table border="1"> <tr> <td>基礎分野</td> <td> 教授するのに適当と認められる者 ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者) </td> </tr> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td> 次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。) 上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。 ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。) </td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td> 次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 3 養成機関卒業者 4 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者 上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。 ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) </td> </tr> </table>	基礎分野	教授するのに適当と認められる者 ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者)	専門基礎分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。) 上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。 ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)	専門分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 3 養成機関卒業者 4 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者 上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。 ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)	☒ 適・否 ☐	・資格証写し ・原本確認要
基礎分野	教授するのに適当と認められる者 ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者)								
専門基礎分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。) 上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。 ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)								
専門分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 3 養成機関卒業者 4 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者 上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。 ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)								

自己点検						判定	確認書類
3	教員等に関する事項(つづき) (1) 教員のうち6人(一学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。(認定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上 ○設置の翌年度にあっては5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上					☒ 適・否 ☐	・資格証写し 原本確認要
	※改正前認定学校養成施設においては、令和2年3月31日までの間は、従前の例による (認定規則附則第3条) 教員のうち5人(一学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第4号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。(認定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては3人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上 ○設置の翌年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上					☒ 適・否 ☐	・資格証写し 原本確認要
	※経過措置 ○改正前認定規則別表第2専門分野の項第4号に掲げる者に該当する教員として経験を有する者は、当分の間、教員としての専門分野の教育内容を教授することができる。(認定規則附則第4条)						
	(2) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となり、その養成施設における養成に従事する。(指導要領6(5)、6(6)) (3) 専任教員は臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めているか。(指導要領6(7)) (4) 専任教員のうち少なくとも2人はあん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者であるか。(指導要領6(8)) (5) 一教員の一週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。(指導要領6(9)) (6) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。(指導要領6(10)) (7) はり、きゅうを行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者1名以上配置しているか。(指導要領6(11))					☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	・資格証写し 原本確認要
4	教育に関する事項 (1) 教育の内容は以下の内容以上か。 (認定規則別表第1・指導要領別添)					☒ 適・否 ☐	・教育課程表 ・シラバス
		教育内容	はり師 単位数	きゅう師 単位数	はり師 きゅう師 単位数	教育の目標	
	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。	
		専門基礎分野	人体の構造と機能	12	12	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進		12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念		3	3	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。	
	専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	8	8	9	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。	
		臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	11	11	13	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。	
		社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。	
		実習	12	10	15	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。	
臨床実習		4	4	4	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。		
総合領域		10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。		

自己点検						判定	確認書類
○教育課程の編成は、はり師養成施設は、88単位以上で2,475時間以上、きゅう師養成施設は、86単位以上で2,415時間以上、はり師きゅう師養成施設は、94単位以上で、2,655時間（指導要領8(4)）						☒ 適・否 ☐	
〔※改正時に、必要な技術及び技能を習得中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができる〕 （認定規則附則第2条）						☒ 適・否 ☐	
	教育内容	はり師 単位数	きゅう師 単位数	はり師 きゅう師 単位数	教育の目標		
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。		
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	13	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。		
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。		
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	2	2	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。		
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	6	6	7	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。		
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	8	8	10	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力を養う。		
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。		
	実習（臨床実習を含む。）	12	10	16	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。		
	総合領域	10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう教授する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。		
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。（指導要領8(2)） ○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。（指導要領8(3)）						☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	・出勤簿 ・出席簿 ・講義録
(3) 1学級の定員が30人以下となっているか。（認定規則第2条第8号） （特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあっては、15人以下）						☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	

